

第五回國會衆議院水產委員會議錄

昭和二十四年五月二十日(金曜日)

午後一時四十分開講

委員長
五原
圖書片

理事小高 烹郎君 理事鈴木

理學玉置信一君理學松田

理研
如之有理之研

川村善八郎君
五島

田口長治郎君
富永

夏坂源三良君
西村

長谷川四郎君

出席政府委員

(鎮行局長)
大藏事務官
愛知

水產廳長官 飯山

委員外の出席者

讀風間

議員
宮原

(水產廳次長) 索田

卷之三

專門員
齋藤

月十九日

委員芦田塙君辞任について

通鑑卷之二

月二十一日

大森玉木君辞任につき、そ

して長名ノ四良君が議長の

卷之三

月十日

卷之三

第一類第十二號 水產委

第十六号 昭和二十四年五月二十日

| | |
|--|---|
| 設の請願（篠田弘作君紹介）（第一七四六号） | 古平船入澗の拡張並びに避難港指定の請願（小川原政信君外二名紹介）（第一六六号） |
| 追直船入澗築設の請願（篠田弘作君紹介）（第一七五七号） | 原圓吉君紹介）（第一七五九号） |
| 漁業法の一部改正に關する請願（石鈴木善幸君紹介）（第一七六〇号） | 漁船技術員養成事業委託費増額等の請願（鈴木善幸君紹介）（第一七六〇号） |
| 漁業法案に關する公聽会開催の請願（石鈴木善幸君紹介）（第一七六一号） | 漁業制度改革に關する請願（砂間一良君紹介）（第一七八二号） |
| 外二件（砂間一良君紹介）（第一七八二号） | 鬼鹿船入澗工事費全額國庫負担の請願（鈴木善幸君紹介）（第一七八三号） |
| 五 伊座敷港を漁港並びに避難港として指定の請願（前田郁君紹介）（第七七七号） | 六 廣島市に瀬戸内海漁業調整事務局並びに國立水產試驗場設置の請願（平川篤雄君紹介）（第一一〇七号） |
| 一八 久慈漁港修築に関する請願（山崎猛君紹介）（第五一八号） | 七 漁業法の一部改正に關する請願（八木一郎君紹介）（第一四三号） |
| 一九 日立漁港修築の請願（山崎猛君紹介）（第五五四三号） | 八 落石漁港修築促進の請願（林好次君紹介）（第二五九号） |
| 二〇 漁船保險対策に関する請願（石原圓吉君紹介）（第五五四四号） | 九 和田村の船溜築設費國庫補助の請願（奥村又十郎君紹介）（第三二五号） |
| 二一 漁業用燃油等配給完全実施に関する請願（石原圓吉君紹介）（第五四五号） | 一〇 水橋町漁港施設拡充の請願（佐伯宗義君紹介）（第三七四号） |
| 二二 根付漁業中に「ぼら寄魚漁業」を編入の請願（石原圓吉君紹介）（第五五四六号） | 一一 野田村に漁港建築の請願（鈴木善幸君紹介）（第三七五号） |
| 二三 全國水產連合会結成等に関する請願（石原圓吉君紹介）（第五四七号） | 一二 大隅熊毛地区の港湾修築費國庫補助の請願（一階堂進君紹介）（第三八〇号） |
| 二四 第二水產講習所を水產單科大學に昇格の請願（坂本實君紹介）（第六四六号） | 二五 漁港施設樹立に關する請願（石原圓吉君紹介）（第六四七号） |
| 二六 法人の水產業協同組合加入に関する請願（坂本實君紹介）（第六八三号） | 二七 漁船保險制度存置に關する請願（石原圓吉君紹介）（第七〇八号） |
| 二八 漁業法の一部改正に關する請願（大森玉木君紹介）（第七〇九号） | 二九 價網代漁港修築の請願（鈴木善幸君紹介）（第八〇七号） |
| 三〇 漁業法の一部改正に關する請願（砂間一良君紹介）（第一二五五号） | 三四 三石船入澗拡張工事施行並びに鳶舞船入澗築設の請願（篠田弘作君紹介）（第一一〇三号） |
| 三一 名島に避難港築設の請願（西村久之君紹介）（第八八二号） | 三二 漁業権に關する請願（砂間一良君紹介）（第九〇二号） |
| 三二 漁業權に關する請願（砂間一良君紹介）（第一一〇三号） | 三三 漁船保險制度存置に關する請願（鈴木善幸君紹介）（第一一〇三号） |
| 三三 漁業權に關する請願（砂間一良君紹介）（第一一〇三号） | 三四 三石船入澗拡張工事施行並びに鳶舞船入澗築設の請願（篠田弘作君紹介）（第一一〇三号） |
| 三四 三石船入澗拡張工事施行並びに鳶舞船入澗築設の請願（鈴木善幸君紹介）（第一一〇三号） | 三五 越賀村字社田方海域に防波堤築設の請願（石原圓吉君紹介）（第一一〇四九号） |
| 三五 越賀村字社田方海域に防波堤築設の請願（石原圓吉君紹介）（第一一〇四九号） | 三六 小濱漁港拡張並びに改修の請願（奥村又十郎君紹介）（第一一〇五一号） |
| 三六 小濱漁港拡張並びに改修の請願（奥村又十郎君紹介）（第一一〇五一号） | 三七 通山漁港修築の請願（川野芳滿君外五名紹介）（第一一〇五二号） |
| 三七 通山漁港修築の請願（川野芳滿君外五名紹介）（第一一〇五二号） | 三八 有珠船入澗改修の請願（篠田弘作君紹介）（第一一〇七七号） |
| 三八 有珠船入澗改修の請願（篠田弘作君紹介）（第一一〇七七号） | 三九 內水面の専用漁業権撤廃に關する請願（守島伍郎君紹介）（第一一四一号） |
| 三九 內水面の専用漁業権撤廃に關する請願（守島伍郎君紹介）（第一一四一号） | 四〇 漁区拡張に關する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一一四二号） |
| 四〇 漁区拡張に關する請願（塩田賀四郎君紹介）（第一一四二号） | 四一 漁港法制定に關する請願（志田義信君紹介）（第一一二一號） |
| 四一 漁港法制定に關する請願（志田義信君紹介）（第一一二一號） | 四二 八幡濱漁港修築工事繼續施行の請願（小西英雄君紹介）（第一一二二号） |
| 四二 八幡濱漁港修築工事繼續施行の請願（小西英雄君紹介）（第一一二二号） | 四三 漁区拡張に關する請願（砂間一良君紹介）（第一二五五号） |
| 四三 漁区拡張に關する請願（砂間一良君紹介）（第一二五五号） | 四五 漁業権制度改正に關する請願（松田鐵藏君紹介）（第一一三一三号） |
| 四五 漁業権制度改正に關する請願（松田鐵藏君紹介）（第一一三一三号） | 一 丸山漁港修築の請願（原健三郎君紹介）（第一三号） |
| 一 丸山漁港修築の請願（原健三郎君紹介）（第一三号） | 二 宇登呂港を漁港並びに避難港として修築の請願（松田鐵藏君紹介）（第四七二号） |

- 四五 安田町に漁港築設の請願（長野長廣君紹介）（第一三八六号）
 四六 赤岡町地内の香宗川口に船溜築設の請願（長野長廣君紹介）（第一三八七号）
 四七 鬼崎漁港修築費國庫補助の請願（久野忠治君紹介）（第一六一七号）
 四八 漁区拡張に関する請願（守島伍郎君紹介）（第一六四二号）
 四九 室蘭港の漁船及び機帆船繫留施設築設の請願（篠田弘作君紹介）（第一七四六号）
 五〇 追直船入溜築設の請願（篠田弘作君紹介）（第一七五七号）
 五一 漁業法の一部改正に関する請願（石原圓吉君紹介）（第一七五九号）
 五二 漁船技術員養成事業委託費増額等の請願（鈴木善幸君紹介）（第一七六〇号）
 五三 漁業法案に関する公聽会開催の請願（砂間一良君紹介）（第一七八二号）
 五四 漁業制度改革に関する請願（第一七八一号）
 五五 鬼鹿船入溜工事費全額國庫負担の請願（玉置信一君紹介）（第一七八三号）
 五六 両津漁港施設拡充に関する請願（風間啓吉君紹介）（第一八〇四号）
 五七 久美濱港修築の請願（前尾繁三郎君紹介）（第一八〇五号）
 五八 久美濱港修築の請願（前尾繁三郎君紹介）（第一八〇五号）
 一 新井田川河口に船溜設置の陳情書外一件（山形縣議長加藤富之助外七名）（第五六号）
 二 漁業法並びに水產協同組合法の

- 一部改正に関する陳情書（岡山縣水產會長水井寛次外一名）（第七七号）
 三 漁業手形制度実施の陳情書（岡縣議會経済常任委員長野田貢造）（第九三号）
 四 養蠅水產用針金特配の陳情書（廣島縣牡蠣株式會社取締役社長森澤雄三外六名）（第一二九号）
 五 密漁取締強化に関する陳情書（福岡縣議會經濟常任委員長野田貢造）（第一四七号）
 六 漁業法並びに水產協同組合法の一部改正に関する陳情書（天草郡赤崎村松本武六）（第一六五号）
 七 紀伊水道を瀬戸内海海区より除外の陳情書外二件（徳島縣知事阿部五郎外四十七名）（第二六一号）
 八 八幡濱漁港修築工事繼續等の陳情書（八幡濱市長菊地清治外四名）（第四五二号）
 九 漁業法改正案に関する陳情書（富山縣定置漁業協會長大西亮三外一名）（第四六八号）
 日程追加

- 石原委員長 これより会議を開きます。本日の日程中、水產行政、特に金融に関する問題について審議いたします。それが終りましてから請願並びに陳情及び漁業法の順序で審議をいたします。銀行局長愛知政府委員が御出席でありますから、どうか順次に御質疑をお願いします。——小委員長が見えませんが、愛知銀行局長より水產金融に対する今日までの大藏省としての御方針を承りたいと思います。

○愛知政府委員 前回にも御説明いたしましたことがござりますので、重複申し上げます。御承知のごとく、昨年の夏、農林漁業特別金融措置を講じましたわけでありまして、そのやり方は、農林中央金庫の債券を発行いたしまして、これを復興金融金庫で引受けまして、農林中央金庫から特殊の資金といたしまして農林漁業等の特殊の用途のために資金を供給いたしましたのでござります。ところがその金額が二十一億円あまりに達したのでありますけれども、本年度になりましてから復興金融金庫の機能が事実上停止せられましたために、この方法を続けることができなくなつたわけでございます。從つて現在大藏省で考えております方法は、預金部資金の運用の再開をさせてもらいまして、同時に農林中央金庫等の債券の発行を認めてもらうことができましたような方法によるところの、特

殊の金融措置が講じ得るというふうに考えておるわけでございます。ところがこれには二つの問題があるわけでございまして、一つは預金部資金が昭和二十年の終戦の直後でござりますが、總司令部から發出された指令によりまして、運用上非常な制限を受けおりまして、運用ができないことにございました。これは從来その筋からのお達しによつて、その発行を自制しております。それが終りましてから請願並びに陳情及び漁業法の順序で審議をいたします。銀行局長愛知政府委員が御出席でありますから、どうか順次に御質疑をお願いします。——小委員長が見えます。それからその次に漁業手形の問題でござりますが、これは昨年來の両院

十四年度の総合予算がきまり、復興金融庫の機能の停止のやむなき状態になりました以来、総力をあげてこの運用の再開について打開策を講じておる

手形制を実行いたしましたが、そうして相当の成績を得るよう

な状態になつて参りましたとき、これ

でございまして、引き続き関係方面と折衝をいたしておるわけでございま

す。金額的に申しますと、預金部資金の二十四年度の見込みは、地方税の引受けが二百三十三億ござりますが、

これを引受けましても、なお約百九十億程度の余裕がある見込みでございま

す。この百九十億の余裕の見込みに対しましては、せつかく

軌道に乗つて参つたことでもあり、またために、今率直に申しまして行き詰りの状態になつております。私どもと

しては漁業手形については、せつかく

しまして、農林漁業のみならず、たとえば中小金融、庶民金融、あるいは

第二條の長期の設備資金等からも非常に大きな要求がござりますので、これは再開が認められると同時に配分を考えなければならぬわけであります

が、現在の大藏省の考え方といたしまして、

は、預金部資金の性格から申しまして、他の一般的な金融機関ではなかなか話に乘りにくいもの、それから特に

地方還元という建前から申しまして、

農林、漁業、水產、その他の中小企業

金融といふ方面に重点を置きたいと考えておるわけでございます。

それから第三に、対日援助見返り資

金の問題でございますが、これは安定本部が中心でやつておりますし、また關係方面との折衝ぶり等も、私

らが、總司令部から發出されました指令によりまして、運用ができないことにございました。これは從来その筋からのお達しによつて、その発行を自制しておるわけでございますが、預金部資金が運用できることになりさへすれば、こ

の発行余力は利用できることになるのではなかろうかと考えております。この点に今最も多くの努力を費しておるわけでございます。

以上のような考え方であります

が、それでも多くの關係筋と折衝を要する問題であり、またすでに折衝を開始いたしましたが、

いづれも多くの關係筋と折衝を要する問題であり、またすでに折衝を開始いたしましたが、

いづれも多くの關係筋と折衝を要する問題であり、またすでに折衝を開始いたしましたが、

○富永委員 今銀行局長からいろいろ、御説明を伺いましたが、いずれも結局は努力いたしておるが、まだものにはなつていないと、いう御答弁のように拜承したのであります。ものにはなつておらないし、ならないから、生産はなくなつてもやむを得ないので、というふうに、お考えになつておるのかどうか、ということが一点、それから、そんなことは聞くまでもないじやないか、わかりきつておる、やれるものはやつてくれ、おれの方で金を都合することができないのである、という御答弁であれば、私はさらに再質問いたしたいと考えるのであります。なお私ども委員としては、実際の生産現地の実情に照らしてみますと、生産資金並びに設備資金は、生産増強と絶対不可分の関係にあるということなので、これを解決しない限り、生産増強云々はほとんど言うだけで、その実際的な効果はない、という結論になるのですが、そこで実際問題として農林省の総務局長で、こういう漁業の内容、こういう支出は絶対必要なんだ、という検討をしていただいて、その必要だ、ということが認められるものに対しては、大蔵省当局が何らかの形において、市中銀行へあつせんする用意がないかどうか、現在大蔵省の中に斡旋部というものがあるよう省に承つておりますけれども、これもまたしましては、國会の方からも非常に効果があるというふうに考えておるわけでござります。

く有名無実であつて、何らの措置もたしておらないということも承つてゐるのでござりますけれども、あれは、何とかしてこの方法で、ここに從事しております者は、まづある答弁をいただけるような、段お進みになられる用意はないかと途方にくれておる。こういう現状をながめられまして、大蔵省当局に、これに対して、いま少しく見通し、この二点を伺いたいと思いま

数日中に若干でもこういう線に沿うて
施策を開いて参りたいというように
考えておるわけでございます。特に預
金部の資金の問題等につきましては、
実は今日の午後にも、またそういう折
衝に具体的に入ることになつておるわ
けでございます。

それから融資斡旋部の問題でござい
ますが、融資斡旋部は、日本銀行の一
部局としてあるわけでございますが、
それをさらに支援し、連絡に当ります
ために、二つの組織を私の方でも持つ
ておりますが、ただ現在の金融組織
は、いささかわき道に入りましたして恐縮
でございますが、一口で申しまするな
らば、非常に金融の自主性ということ
を尊重する考え方になつております
ので、なか／＼既存の金融機関を指導
し、あつせんして、貸出を受けさせる
ということにつきましては、政府側に
おいても、政府の補償もなければ、そ
れから損失を生じた場合に、その補償
を講ずるという道もございませんし、
また財政で補填をするという制度もふ
さがれておりまするために、結局話合
いで行くよりほかに、既存の金融機関
の利用としてはないわけでございま
す。従つてこれは制度として、あるいは
は基本的な構想として、これがいいか
悪いかということについては、非常な
御議論の存するところと思ひまするけ
れども、現状において、既存の金融機
関を利用いたしまするためには、いわ
ゆる金融に乗るという線がございませ
んと、政府としても何ともそこに関與
できないような状態に置かれておるわ
けでございます。これが今後の状態が
どうなるかということにつきましては、
は、いろいろ日本の実情や、他の経済

の統制の状況、それから生産の増強と
いうようなことと歩調を合せて、金融
がうまく行けるように考えて行かなければ
ならぬと思うのであります。それ
らについて、たとえば從前行つてお
りました融資準則といふようなものの
改正も累次考えておりますけれども、
根本的な考え方には非常に開きがござい
ますために、なかへ私どもとしても
思うように参つておらぬような状況で
ございます。ただ現在、日本銀行法の
改正の御審議を別途お願いしておるの
であります。が、そういうことによつ
て、中央銀行としての日本銀行の組織
を、できるだけ各界の意向を代表し、
これが反映をし、いさかでも金融の
円滑ということに力がつくよう、考
えて参りたいというような考え方でござ
います。結局私の私見ではございま
すが、既存の金融機関の利用、こと
に漁業金融についてこれを利用する
ということについては、なかへ困難な
点が多いので、結局特殊の日本の状態
に即したような方法を考えざるを得な
い。それにはまた財政上の援助はどう
しても必要だということに、帰着す
るのではなかろうかと考えるわけであ
ります。

興金融関係の、去年出でる復興金融庫のわくは、一應停止をいたしたけれども、すでにきまつたものに対してもさうしておるといふ話も聞いておるので、その点では全然貸し出でるのではなくて、すでにきまつたものに對しては、ある程度考へられておるのですか、この二百度伺いたいと思います。

○愛知政府委員 日本銀行に設けられておりまする融資斡旋部と申しますのは、日本銀行の機構といたしましては、法規上の根拠を持つたものでございまして、たとえば営業局とか考査局というのと相並んでの組織でござります。しかし仕事の内容は法的根拠ではないわけでございます。でありますから、これはざつくばらんに申しますけれども、普通銀行の側から申しますると日本銀行がこういふものに金を貸してやれと言つても、お前は何の根拠があつてそういうことを言えるのか、損したらどうするのだといふかねじを食つたら、極端の話がそれつきりのようなものでござります。ただ実際日本銀行としては、力をもつて融資斡旋のできる根拠といたしましては、市中銀行の手元資金が逼迫しております場合に、たとえば農業手形の資金これを貸しつけるならば、それだけのものは、日本銀行としてその銀行に対し、貸付金をしてやろうと、金の貸し借りの点におきまして実力を持つておる。その実力を基礎にして融資あつせんをしてやる。これは非常にざつくばらんなお話をあります。

が、そういうようなことになつておるわけであります。それから第二の、復金のすでにきめたものについてのお話でござりますが、実は二十三年度の第四・四半期までに約束をしておりまして、しかも二十四年度予算で新規の債券の発行を停止された関係で、融資できにくくなつたものが非常にたくさんございます。従つて中にはどうしてもやむを得ないというもので、きわめてわずかのものが、すでに約束したもので融資をしたるものもあるかと思いますが、原則的に全部打切りになつておるはずだと記憶いたします。なお今後復金の事業としては、予算上認めておりますものは、二十四年度を通じて五十億円だけが新規の融資ができるということになりますが、その五十億の新規の融資の中で約四十億円は、二十三年度に復興金融機関が融資をすることに対応して補償をいた額であります。二十三年度にそれらの銀行が肩がわりを要求される場合には、その四十億の金を食つてしまつますので、新規の融資としては、わずか年度を通じて十億円とどまるということになつておるわけであります。

○田口委員 水産金融問題につきまして、愛知銀行局長が常に多大の御配意にあつておられますことにつきましては、私厚く敬意を表したいのであります。長期資金も短期資金も非常な低迷状態にありまして、水産業者として非常に困つておることは、先ほどから富永委員からお話をされましたから、私線返しませんが、一日も早くこの長期資金の問題の配分計画化、こういうことを業者としては非常に渴望し

ておるのでございますが、経済新聞その他によりますと、大体この見返り資金の配分計画が運用委員会でござつて、そうしてただいま安本で計数を整理中だ、こういう話を承つております。それからその金額は、産業設備資金に大体五百億、農林水産業に対する六十四億程度、こういうことも仄聞しておりますのでございますが、はたしてそこでございませんで大蔵省におきまして第一にお伺いしたいと思います。

○愛知政府委員 対日見返り資金の計画につきましては、実は私はその所管は理財局が所管いたしております。これは特別会計ということで、理財局が所管いたしておりますが、内容の計画につきましては、安定本部がアメリカ側と折衝をいたしておるわけでござります。従つて私の申し上げますことに誤りがあるかと思いますが、私の承知しております限りでは、またアメリカ側との関係においては全然話がきまつます。従つて私の申し上げますことは、おらないようでございます。従いまして千七百五十億の使途の内訳として御承知の二百七十億の鉄道通信関係の公債を持つてもらいますことと、それから復興金融金庫の過去の債券の償還のために六百二十四億の買上げ償還をしてもらうといふこの二点、約九百数十億円について、アメリカ側との話がきまつておりますので、あとの八百億につきましては、まだ何の計画も向うから示されておらないといふふうに私は承知いたしておるわけであります。従つて残りの約九百億のうち、どのくらいが國債の償還に充てられるか、どのくらいが産業融資に充てられるかきまつておらないのでございま

す。しかしながら日本側としては、こちら側としての意見をとりまとめる必要があります。現在の経済安定本部が、それについて何回かアメリカ側の意向をもおもんばかりつついろいろな案を作成しておる段階である、こういうふうに承認いたしておるわけでございます。

○田口委員 ただいま私がお伺いしました点は、アメリカ側との折衝、この問題以外に、日本側において配分計画でございませんで、大蔵省におきましては理財局が所管いたしております。これは特別会計ということで、理財局が所管いたしておりますが、内容の計画につきましては、安定本部がアメリカ側と折衝をいたしておるわけでござります。従つて私の申し上げますことは、おられないようでございます。従いまして、その点につきまして、何かお考へがございませんか、その点をお伺いいたいのであります。

○愛知政府委員 この点は從来におきまして、そういう難点がいろいろあります。従つて私の申し上げますことは、おられないようでございます。従いまして、その点につきまして、何かお考へがございませんか、その点をお伺いいたいのであります。

○愛知政府委員 この点は從来におきまして、そういう難点がいろいろあります。従つて私の申し上げますことは、おられないようでございます。従いまして、その点につきまして、何かお考へがございませんか、その点をお伺いいたいのであります。

○愛知政府委員 私は遅く参りましたが、本委員会において水産金融の面に對して決議をしてありますのであります。この内容は、銀行局長もおわかりのことが、実は御承知のよう、昨年あたりの日本銀行券の発行高も、三千億を割るというような通貨の状況から見ますと、非常に予想以上にデフレ的の傾向を生じて参りまして、同時に日本銀行の貸出しも四百五、六十億ないし八十億程度に非常に減少して参りまして、私どもとしては、これは水産の面に限らず、通貨の増量があまりに急激に減つて参りますことは、いろいろ関心を要する問題だと思っておるわけでございます。地方銀行等に対する日本銀行の適正な資金に対する資金の供給、それからいわゆるマーケット・オペレーションとして地方銀行の所有の國債とか社債を賣買するというような操作をも、今後大いに活発にやらなければならぬと考えております。これは一般的な抽象論でございますが、先ほど申しましたように、日本銀行の政策委員会というような法律案が、制定さ

ばすぐにも具体的なものから取上げて、少しづつでも実現をして行きました。また大きな制度の問題につきましては、一面そういう制度も恒久的に立案すると同時に、つなぎの便法を何とかして考えたい。これは先ほど申しましたように、ひとり政府側だけでも十分な活動もできませんので、国会のお決議等の趣旨を、私どもも利用させていただくと言つては語弊がございますが、利用させていただき。また國会の方面からも、いろいろな機会に御支援をお願いしたいと考えております。

○夏堀委員 本委員会においての決議になりますので、その間何とかしてもらいたい、こういうわけあります。暫定的に業者のそうした基金が出る間、預金部で適当な基金として積立てておくよ

うな措置を、政府でとつてもらいたい理由を申し述べましたならば、これは許可になるだらうと、常識的に考えて

も私どもは予想されるのであります

が、この点に対してもどうなお考

えを持つておられるか。農林大臣は何と

かしようとも、こう簡単に言つておられ

ますけれども、これは大蔵省との関係

もありますので、局長として、この問

題をどうお考えになつておられるかと

いうことを、お伺いいたします。

○愛知政府委員 この保証基金の問題

は、先ほども申し上げました通り、制

度としてぜひそういうふうな制度がで

きることを、私ども期待いたしてお

るわけでございます。それから預金部

資金の問題は、これも先ほど申し上げ

たのであります。が、今日のところあら

ゆる資料 説明等を添えまして、昭和

二十年秋の預金部資金の運用に関する

制限を解除してもらわべく、ここに重

点を置いて、今努力を拂つております

す。さような場合に、もし全面的に解

除になれば非常にありがたいのであり

ますが、いろいろの情勢から、全面的

に自由な解除ができないというような

場合には、私どもとしては、せめて金

融債の引受けだけでも、この際暫定的

に認めてもらいたいということを、今

の積立によつて、みずからの方によつ

てこの基金を出そう、こういう案であ

ります。それができる場合におきまし

ては、ただいまお話をようことが、た

とえば農林中金の操作、あるいは預金

部みずから操作によつてできるので

あります。これはやはり関係筋の許可

が得られなければならぬでしようけれ

ども、こうした急場の立場ですから、

金の保証がなくなつたために行詰りに

なつておる。その保証にかかる道がで

きるということは、結局こういうところに着目するよりほかに仕方がないと

いう結論を持つておりますので、必ず

しも預金部から市中銀行へ保証基金と

して積立てるということございませ

んでも、これも一便法ともちろん考

えにかわる政府自体の保証制度とい

うのは、ただいまの全体の財政の構想か

ら見ますと、なか／＼むずかしいので

かとも思いますが、別途に各種の手

形資金のために保証制度を別途に考

えておられます。ただし、その一つの案

の中には日本銀行に保証基金を設ける

という案がござりますが、これは日本

銀行自体でそういう基金をつくらせま

して、市中銀行が先ほど申しましたよ

うな融資あつせん等によつて、ある場

合に損失をするというような場合に、

日本銀行が保証するというように考

えておりますし、またその方向にと

くここに金があるのではありますから、

これを何とか利用させてもらうとい

うことを、銀行局としても今最大の問題

として努力を拂つておるようなわけで

あります。

○夏堀委員 業者の積立金の取扱い方

法、まだ発足してはおりませんが、こ

れはどうしてもやらなければならぬ、こ

う考えておりますわけ、そうした

場合に、いずれかの銀行を特定しなけ

ればならぬ、こうなるだろうと存じま

す。その積立金の取扱いをする銀行

は日銀が適当であるか、あるいは中

金が適当であるかということなんであ

りますが、こうした問題について、

何かお考えになつておられますかどう

か。

○夏堀委員 大体これまでのいろいろ

な方面からの意見によつて、やはりこ

れは中金あたりが適当ではないかとい

う意見もあります。政府が特別会計を

設けて、こうした基金の取扱いをする

とか、あるいはもう一步進めて、やは

り返済のつかない場合の損失でありま

すが、その損失ということを特別会計

において補うことができるかどうか、

お考えになつていただかなければなり

ません。どうせこの決議案の通りでな

くとも、もつとこれ以上の案があつた

らばけつこうですから、速急にこれを

進めてもらわなければならぬのであり

ます。

○愛知政府委員 政府の特別会計の設

置は、御案内のように、昨年來私ども非常に考えた点でございますが、どうも財政の今日の現況、それから九原

並行的にお考えになるかということにつきましては、なお考えたいと思いま

すが、日本銀行はそういうことには適

づきません。ただ私、先

づきましては、なお考えたいと思いま

すが、日本銀行はそのういうことは、

本の考え方としては、政府の今後起る

べき保証債務等についても、できるだ

けこれを少くするという考え方から申

しまして、特別会計制度、あるいはそ

れにかわる政府自体の保証制度とい

うのは、ただいまの全体の財政の構想か

ら見ますと、なか／＼むずかしいので

あるが、これが便法ともちろん考

えにかわる政府自体の保証制度とい

うのは、ただいまの全体の財政の構想か

ますが、地方銀行として、水産方面にまだ十分な認識を持つておらぬ。こうした点も水産に対する金融難の一つの原因になつておりますので、大蔵省よりませんが、各地方に一つの懇談会のようなものを開いて、日銀支店長を中心として、水産金融に対して打開すべき面に対しても、政府の案がまだできおらぬでも、地方ででき得べき程度のことは、急速にやつてもらわなければならぬと存じております。地方はなるほど金詰りではありますけれども、漁業に対する認識がないばかりではなく、こうした場合に中央からの何か強い指示というようなことでなくとも、懇談会を開いてこの形で進めようといふ空氣がつくられれば、地方銀行は相当動くじやないかと私は考えております。そうした面で、大蔵省が日銀、水産廳とも御連絡のもとに、各水産縣に對して一つ懇談会を開き、この面を開けるよう、また地方からもこうした空氣をつくつたらどうかと考えておりますが、そうしたことはお役所ですから、あまり積極的に出ることは責任問題云々というようなことでどちらかと思ひますけれども、あまり強い表現の方法じやなくて、懇談会程度でもよろしいですが、そういう方法をとつてもう点については、私も十分の成果があ

がつておらない点も多々あると思ふの
であります。ただし、お詫のよう
に、特に水産縣において、そういう計画
をすることについては、何ら大藏省と
しては異存のあるところか、もし大藏
省でさらに積極的に御あつせんすること
によつて、若干でも効果があがるよ
うでございましたならば、取り急いで
日銀、水産廳とも御相談の上で、急速
にそういう懇談会を設立することにいた
たしたいと思ひます。

取上げられます場合には、これを所有者別に、たとえば日本銀行を優先するとか、あるいは地方銀行を優先するという問題がござります。それからいかなる銘柄を先に償還するかという問題も起りますようし、また金利の高利のものが多いか低利のものが多いかということで、また財政その他の面との、いろいろ利害が相反するという向きはいろいろかと思しますが、それらの場合につきましては、根本の國債の償還順序が、先方でも考えておると思いますが、いま少し具体化するとともに、これをぜひ取上げて考えたいと思います。ただ、たしまお話を通り、私どもが、いま少し国債が地方銀行に償還されます場合も、ちょうどどこに金は從来で言えば、いわゆる融資準備上の規整資金に該当するものと私どもは考えたのであります。その分については、ある程度の規整を考えて、当然しかるべきものではなからうかといふうふうに考えております。先ほども申しますように、日本銀行の融資あつせんにつきましても、たとえば保証がないのに何で貸さなければならぬ必要があるかどうかというような悶着も、得て起りやすい現状であります。が、対日援助見返り資金で償還された國債の元金といふようなものは、これはほんとうに國家的な高い立場で扱うべきものであり、またこれを規整して、國家としての所要の面に満すように、計画的に使うということは、当然考え方なればならぬことだと考えておるわけであります。

てが非常に嚴重になつたということとあります。そして率は非常に高くなつたということとあります。水産の建造費用をあつて喪失したその船舶を、當時政府はいろいろな関係で賠償の責任を果すことができなかつたのであります。かく費の問題であります。それで、これは戦災によるものであります。しかし、この問題は、どうも普通の金融とは違つておる。もちろん今となればみんな同じような取扱いと私は考えております。そうした関係で普通の金融とは多いようでもあります。が、償還期限が来れば何の容赦なく取扱うべきであるから、やむを得ないと言えばそれまでありますけれども、こうしたような金詰まりの場合に、強制的にこれを処分するというような強硬な態度であります。また貸した金をとるのは当然であります。また借りかえのたびに高利率に書きかえさせる。これも契約によればやむを得ないとところであります。けれども高利貸にひとしい弱いものであれば産業の破壊ぢやないか。この金融機関の考え方と政府の考え方とは、同じじゃないでありますようけれども、こうした場合に、政府が金融機関に対して何か御指示になるようなことができるものかできないものか。この点に対しても伺ひます。

現在の制度では法律上できないと思
ります。それから借りかえの場合に高利
をとるということにつきましては、
これは脱法的に、たとえば臨時金利調査
法に違反をして、そして高利の一債
りかえというようなことを名義にしましては、
して、高利をとるというようなことにつ
いては、行政上も監督上もいろいろ
の措置によりまして、これは是正した
ければならぬと考えております。
なおつけ加えて申し上げたいと思
ますのは、今回貸金業等の取締りに開
する法律案を提案いたしまして、大体御
審議が終つたのであります。その
法律案の中で、金融機関の役職員等
が、その地位を利用していろいろな利
益を受けるということについては、從
来これとつて、的確にこれを拘束す
る法規的規制がなかつたのであります
が、今回この中に一條文を挿入いたし
まして、そういう点については、嚴重
な罰則をもつて臨み得ることにいたし
ましたので、そういう点でさらに取締
りが強化されると思います。

る道を考えたいと思います。

○夏堀委員 よくわかりました。今銀行局長からの御答弁がありましたが、これは今漁業者がこのために非常に心配しておるのであつて、いつ差押えが来るだろ、しかし金の心配はできないうのだが、もし差押えが来たならば、どういう方法をとつたらいいだらうか、船を投げ賣りするよりも、今のうちにこれを処分したらいかなというような、非常に憂慮すべき事態になつてゐるのでありますまして、水産廳としても、局長の御答弁になつたことを、なおそれ以上、水産業者のために、特に復興のために建設資金として貸し出されたのでありますから、その目的を達成するよう、水産廳で積極的にやつてもらいたい。結局復興のために貸付けしたものは、結果において産業の破壊になるのだ、その線に行つたのではなくでありますから、そういうことのないよう、水産廳と大藏省との緊密な連絡をもつて、これに対して善処せられんことを要望いたします。

わけであります。その結果、今御指摘の
のような心配が一面非常にあらわされて
ございます。なお政府側におきまして
も、これは復金の回収でありますから
、直接政府がやるわけでございませ
んが、この問題は、先ほど申しました
ようにきわめて慎重に、一面非常に徹
底的な回収が必要であります。が、消極的
な金融政策といたしましても、実情
に即した考慮をしなければならぬとい
うことと、復興金融委員会の開催を願
いまして、そこで各種の資料、実情に
よつて、十分各界の御意見を反映した
上で、態度をきめるようにいたしたい
と考えております。

に、大蔵省がこれに対する何らかの手を打つて、地方銀行と日銀との間に話し合いを進めていただくというふうなことになりますれば、私はこうした経済逼迫の状況下にありますても、全國的にその地域による水産業の状態を考慮して、相当地方銀行も考慮するのではないか、かように考えます。二月当時から今日に至る日銀及びに大蔵省としての、これに対する何らかの対策と言いますか、手を打たれたことがありますか、これについてお伺いたいと思います。

○愛知政府委員 ただいま日本銀行と大蔵省との関係についてお尋ねがございましたが、少くとも今後におきましては、大蔵省と日本銀行の関係と申しますよりも、今までよりもはるかに各界、産業界、それから地方銀行界等の要望は、日本銀行の中に制度として反映し、かつ決定される機構に今回なることになりますので、今後においては、一般的に申しまして、各種の金融問題に対する考え方が、かなり幅廣く考えられることになると確信しております。それから水産金融の問題に対しましては、二月以降におきまして私どものやりましたことといたしましては、先ほども申しておりますように、なかなか地方銀行の金融というものに乗せることは困難でございまして、実はあまりこの方面には、率直に申しまして重点を置いておりませんでしたわけですが、むしろ政府としてやり得るような専門の当局、それから地方銀行のいろいろな人々、あるいはまた水産廳と

の間、また業界の方々と、いろいろ懇談の機会を持つたわけですが、なかなか名案がなくて今日に及んでおるというのが偽らざる実情でござります。

○玉置委員 水産金融対策につきましては、先ほど夏堀小委員長から、決議をいたして着々対策を軌道に乗せるべく配慮しておることを申し上げたのであります。が、何と申しましても水産金融は、みんなが口をそろえて申しますように、刻下緊急の問題でありまして、でき得るならば、私どもはこの國会中に何らかの目鼻をつけたい。がよう、考えて、しかもここに、あるいは見返り資金によるところの財政的援助を基にし、あるいは預金部等からの、せめて両方合せて四十億くらいのもの資金の確立を期したいということを、実はいろいろと御相談をして参つたのであります。が、ただいまの局長よりの御答弁を聞きますと、まだ、具体的にここまで行こうとするには容易ならぬ陥路があるようと思われます。そこで私つぶ込んでお伺いいたしたいことは、政府におきまして農林省の総務局長、あるいは大蔵省の銀行局長、水産廳長官、この三者におきまして、今までこの水産金融に対してもらか、具体的に打合せをなされ、対策を講じられたことがあるかどうか、この点をお伺いいたしたいのでござります。

○愛知政府委員 今御指摘の三人の者が、特にこの問題について三人だけで会合したということはなかつたと記憶いたします。けれども、水産廳の方はしぶしぶ私の所へおたずねになり、また私も水産廳に出向いて、さらに安本、日本銀行等との間で、しょっちゅう

うこの問題が取上げられておるわけでござります。いずれも、今も御指摘の通り隘路が多いために、なか／＼事が進みませんで、その結果、私どももまたたく坐して時をむなしくしておるかのようなふうにごらんになられましてあります。しかし、どうも申訳のないことであります。そこで、その点ははなはだ恐縮に存じておる次第であります。

○長谷川委員 ちよつと聞き漏らしたのですが、先ほどの説明の中に、地方で二十億足らずのものが現在ある。これを当面の金融に当て得べく努力をしておるというようにお話を承つたのです。聞き違いかもしれませんが、この二十億というのはどういう性質のものでありますか、お伺いいたします。

○愛知政府委員 先ほど二十億と申しましたのは、今日農林中央金庫が法律上持つております債券の発行限度に対して、現実に発行しております額との差額、すなはち今後発行し得るもののが二十億あるということを申し上げたわけでございます。ところがこの二十億は、法律上は発行し得ることになつておりますけれども、事實上において從来は発行できないことになつて、そのままになつておる問題でございます。でありますから、その許可をますとるということが前提でございますが、それがとり得て、そうして預金部がこれを引受け得たならば、これはただちにその二十億の金ができるわけでありまして、ちょうど昨年の第三・四半期の中ごろから、第四・四半期にかけまして、農林水産特殊金融として出ました金が、二十一億余りだと思ひますけれども、その程度の金ならば、この方法があるという趣旨で申し上げたのであります。

その二十四年度分に償還しなければならないという契約よりもどれほどふるておりますか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、見返り資金及び援助資金等に関して、いろいろドッジ案なども聞きましたが、これを思つときには、どうも國が出します補助金とか助成金というものに使うよりも、銀行を経由して、銀行から産業資金として貸し付けるということを希望するようになります。そういたしまするならば、水産金融の順位度はどの程度に持つて行く御意思でござりますか。ちよつとお伺いいたします。

○愛知政府委員 復金の回収額七十五億でございますが、実は復金の融資はその性質上、他の融資と非常に違つておりますので、二十四年度中の回収の期限といふものを文字通りに解釈していいものと、それから含みがあつたものと両方あるようでございます。その両者をあわせまして、二十四年度中にいろいろの意味で償還を確約してみると断定できますものが、七十億前後と記憶いたしております。そうしてそれに努力目標が若干加わつており、これが予算の編成の基礎になつておる。これはただいまあいにくこまかい資料を持つて参りませんでしたが、大体ただいま申し上げたことに間違ないなと思ひます。

それから見返り資金の問題は、先ほど來申しておりますように、前提が何分まだわかりませんので、仮定をもとにのをお答えになるのでございま

すが、地方銀行が持つております國債といふものと買上げてくれるといふことになりました場合、これはいわゆるひもつきに考えるべきが当然であると信じておるのでございまして、先ほど申しましたように、從來で申しますならば、融資準則上の規則資金と性格をどういうふうに考えるかと、いわゆる漁業をどういうふうに考えるかと、いわゆる質問であります。これは一口に水産と申しましても、長期の設備資金もあらうふうに感じます。その際に水産業をどういうふうに考えるかと、いわゆる質問であります。これは一口に水産と申しましても、長期の設備資金もあらうふうに感じます。その際に水産業をどういうふうに考えるかと、いわゆる質問であります。これは、さらくにその順位——現在甲、乙、丙という融資順位がきまつておりますが、さらくにその順位——現在甲、乙、丙という融資順位の中でも高位に置くべきものであるというふうに考えておるわけでございまして、ただこれは私の意見でございまして、その順位等については、あるいはまた規模等につきましては、当然ですが、まだこれは私の意見でございまして、まだ規模等につきましては、当然安定本部できめていただくべきものと考へております。

悪いか議論の問題は別にいたしまして、現状におきましては、先ほど來ましたとしておりますように、銀行の金になつて、たとえば日本銀行の融資あつせんなりました以上は、その融資ができるかどうかは、あくまで企業側との話合いで行くよりほかはない。これに対しで、たとえば日本銀行の融資あつせんにすら法律的には疑義があるくらいでありますから、いわんや政府がこれに対して強制融資を命ずるということは、絶対にできない。建前に現在はなつております。従いまして、國債の償還を受けた。そのかわり金は何と何と優先して使えということまでは言えますが、それどころかに融資をしなかつた場合に罰則にかけるとか、あるいは行政監督上処分するというようなことはできないわけであります。あくまで手合いで行くよりほかにはないわけになります。そこで、しかばそれでいいのかということですが、それに対しては、私どもとしては、とりあえず日本銀行の政策委員会といふものをこの國会でつくついていただけになつたわけですが、その政策委員会を中心にして、今後の信用統制について、法律的な根柢を持つた一つの基準法規をつくりたいということを考えておるわけですが、その際には、法律によつてこれを義務づける。場合によれば、あるいはそこで保証という問題もさらにつけてくるかも知れませんけれども、法律的な基準といふものを、信用統制に與えていただかない場合におきましては、これはどうしても話合いであります。從つてこの次のすみやかな繰り程度にとどまらざるを得ないわけであります。従つてこの次

会に、私どもとしては信用統制法といふものを立案するつもりでおわけござります。

○奥村委員　ただいまのそこが問題でございます。いままでの融資規則は、銀行に対してはあまり大した強制力はない。そこでただいまの御答弁では、口銀の政策委員会ができた後、将来信託銀行の統制法のごときものを持つて、強制的にやらずようにしたい、こういうふる言葉でありますか、それではまだずと先のあてもならぬ話であろうと申します。法的に統制強化するといううえの裏づけには、法的に融資を命令した場合に、その融資が償還できなかつたという場合には、必ずこれは國家として補償するという面がなければ、これは強制力はなかろうと思います。そこまで行けばなかなかそれは困難な問題である。つまり結論としては、水産金融は、市中銀行に対しては深い期待感を持てぬというふうな感じがするのであります。そうしますと、見返り資金の方もあまり期待が持てぬ。結局われわれとしては、昨年度行われたような融資が最も頼り得るものである。つまり農林中央金庫の債券発行額のわくをふやして、これに対して大蔵省の預金部資金をまわす、これがさしあつて最も適当な策のように思うのであります。が、これにつきましても、どうやらだいまの御答弁を承つておりますと、まだあまり具体的なお話になつておらぬように思うのですが、先般の農林大臣のお話では、農林中央金庫と、まだあまり具体的なお話になつておらぬように思うのですが、先

庫のわくを八十億円にふやして、預金部資金でもつてその債券を持たせる、こういうことを言つておられたのですが、その点はまだ法律も改正しなければならぬはずであります。また預金部資金をまわすということになれば、関係方面的了解も得ねばならぬと思うであります。が、それはまだ政府部内だけの案であるのか、あるいは直接向うの方に交渉しておられることでありますか、どうですか。

○愛知政府委員 先ほどの答弁をさらにお補足いたしますが、現在までの融資規則は有名無実であるということではないのでありまして、従来までは御承知のように財政的に金融におんぶする点が非常にあつたわけでございます。金融機関の蓄積資金のうちで三割五分までは國債や復金債を持たされておつたわけであります。ところが國債は國の債務であります。復金債もまたこれに準ずるものでありますから、そういう実力のついたものであるならば、法律上の権限をもつてこれを持たせることができた。ところが今後の財政と金融とのかつこは、これが分離しましただけに金融の自主性が非常に強くなつて、その際に一方においては普通金融機関をそのままにして置きますならば、貸したくないものも相当あります。が、國家的に見れば貸したくないところにどうやつて金を流すかという問題、その他新しい観点で信用統制の問題が取上げられなければならぬ。しかもこれは率直に申しますが、成案は政府としては持つております。しかしろ／＼の内外の情勢から、この國会对しては政策委員会をとにかくつくて、そうしてやられるところま

で、——今のような日本銀行のいわゆるワンマン・コントロールだけでは地方銀行はついて来ない。ここに中央銀行の運用の妙味を發揮させることによつて、いろ／＼とここで知恵を出して行く。こうというのが、今の考え方であります。同時に成案は相当持つておりますので、いつのことかわからないのではなくて、われ／＼としても、できるだけ日本実情に応じてやりたいということは、何と申してよろしいでしょうか、そのため百ペーセントわれ／＼は毎日努力しておるわけであります。ただ申すまでもございませんが、いろ／＼と相手方も多ければ多いほど考え方も違つておるというようなところです、私どもとしてはまつたくその間に板ばさみになつて苦しんでおるというふうな実情であります。そういうふうな実情でありますことを御了承願いたいと思います。

というような率になつておりますが、沿岸の定置の場合におきましては、実際に六二%となつておるわけであります。あるいは差し網なんかは四三%、引網なんかは實に八三%といふうに、十年以上経過して、船はこんなふうに老朽して來ておる。大体資本漁業の大きいところは船齡も若い。しかも終戦後的新造船もあるわけであります。これは單に漁船建造ばかりではありませんで、ほかの資材やその他の水産金融の方面で、とにかく資本漁業の方には、ないゝとは言いながらも、相當程度流れで行つておるのですけれども、他方沿岸の零細漁民に対するのは、ほとんど見捨てられて來たというものが、これまでの水産金融の情勢だつたのです。ところが現在一番困つておるのは、何と言つても沿岸の零細漁民である。船はぼろ／＼になつておる。これの代船建造はとてもできない。しかもああいう小さい船では漁ができるないから、五艘十艘集めまして、大きな船を一ぱい建造して、仲間で遠くへ行きたいという希望が非常に強いのですが、そういう方面への融資はできない現状になつておるわけです。今銀行局長のお話をすつと聞いておりますと、あつちの方もむずかしい、こつちの方もむずかしい、ああだこうだというようなことを、いろ／＼申しておられましたけれども、しかしそれは緻密に仕組まれた現在の金融の網の目、この機構の中でやつておつたら、どうにもこうにも解決がつかないかもしれない。ここでひとつ金融の面につきましても、大きな英斷をふるう必要があるんじやないか。最近民主主義というようなことが盛んに唱えられまして、漁業法案

の提出にしましても、先般も大蔵大臣は漁村の民主化だとか、あるいは日本の民主化というようなことを盛んに唱えておられたのですが、その民主化をほんとうに達成するためには、これまでのような大きいところばかり擁護して行くと、いうような政策では、結局日本だけでありまして、何らの実効がない。なかんずく金融の面におきまして、もつと沿岸の零細漁民の方に國家資金をどんどん注ぎ込んで行くというような、思い切った政策がとられる必要があると思います。今年の七千何百億という厖大な予算にしましても、大部分は税金からなつておるのでですが、その税金は漁民だつて納めておる。みな衆が出しておるわけであります。それを大きいところには價格調整金や政府出資金や、いろいろの形でどんどん出して置きながら、実際に困つておるこういう零細な漁民の方面には、何も流してしない。日銀にボリシー・ボードができたとしましても、もししながら、集中生産方式の、能率のいい所へだけ固まつてしまふことは見えずしておる。そういうやうり方では、日本の民族産業を破滅的壊さしてしまうことになる。なかんずく水産の方面におきましては、沿岸の中小漁民はみな崩壊してしまう。これは現に今日危機があらわにして来ておる。こういう現状を見まして、もしほんとうに政府が日本を復興させて行く、この勤労大衆の生活を守つて行く、という点にはんとうに力を入れるならば、この金融の面でも、思い切つて判断をふるつて、思い切つた施策を講ずる必要がありますと私は思います。ただ現在精緻に仕組まれた金融のわくの中であし

かも大体大資本にとつてぐあいがない
ように仕組まれておるのですが、その
中でいつまで繰返しておつても、いい
方策は見つからぬと思ひます。ここで
ひとつ、政府は思い切つて英断を振つ
て、零細漁民を救うような金融措置を
とられんことを強く要望いたします。
○愛知政府委員　どうも私から答弁す
るのもいかがかと思いますが、率直に
意見を申しますならば、ただいまお話
の中にもございましたように、國家資
金というお言葉がございましたが、今
の金融制度、金融組織でございますな
らば、やはり從來私がここで御説明い
たしましたような問題が所在するとい
うふうに考へるわけであります、た
とえば先ほど來申しております中で
も、私は現在の制度の中においても、
水産金融というような特殊なものにつ
きましては、技術的に申しても、銀行
から金を借りる、いわゆる金融という
ことでは解決のつかぬ問題が非常に多
い、性格的にそういうものだと信じて
おります。従つて隘路がたくさんござ
いますけれども、やはり特殊の金融、
むしろ性質的にいえば、財政的な感覚
における方法や手段でなければ、抜本
的に解决できない問題だというふうに
私も考へておるのであります。ただそれを考
えるについては、現在の九原則なり総
合予算の編成のときの構想、考え方か
ら申しますと、ながくそこに隘路ば
かりあつて、どうにもならないといふ
ことを今まで率直に御説明いたしたつ
もりでございます。

の委員会の責任を盡さないのみならず、日本の水産が壊滅に瀕しつあるのでありますて、ぜひとも何らかの具体化をしなければならぬというかたい決意を持つておるのであります。つきましては明日、明後日、この二日間のうちに安本、日銀、大藏省、水産廳、中金等の首腦部が集まつていただき懇談をいたしたいと思うのであります。それにつきましては、銀行局長は二十一日、二十二日のうちどの日をお縦合せくださいましようか、伺つておきたいのであります。

○愛知政府委員　もしできますならば、たいへん勝手でございますが、二十一日の午後にお願いできませんでしょうか。

○石原委員長　他の各方面の都合を聞きましたて、ぜひ二十一日にしたいと思います。どうかぜひひとつお縦合せを願います。

○小高委員　愛知銀行局長はたいへんお忙しいようですから、きわめて簡単にお尋ねいたしたいと思うのであります。先般私は農林大臣に、我が國の水産業の重要度、ウエーテーの問題を問い合わせましたところ、農林大臣は、明快に重要産業中のまた重要なものであるということを答弁しておるのであります。かかるにもかわらず、先般來同僚諸君からなる質問がありましたが、その大藏大臣の答えたと、また末端あるいは中央において全般的に重要度を持つておるところの水産に対する金融の面がとかく遺憾な点が多いために、かくのごとく議論がかわされておるのではないかろうか、こういうことを考えますと、どうしてもこれは解決していただきなければならない問題であります。

りますが、その際にせひとも考えなく
てはならぬことは、水産金融に対する
元受けの問題であろうと思うのであります。政府は各方面に融資をするため
に、水産業がかくのごとく悩んでおつ
て、その重要性を認めながら、これに
対して十分の金融はでき得ないという
ようなことが、一つのあいまいたる答
弁となつて、われくの意に満たない
ものがあるのでなかろうか、こうい
うことを考へると、今沙間君からも、
零細漁民に対する金融の問題について
立ち行かぬと思いますが、政府融資と
いうものに限度があつて、しかも需用
が多い。この場合にどうして解決すべ
ばいいのかというと、ここに水産に対
するところの外資導入ということだが、
一つの問題として大きく浮び上つて來
るのである。かようなことを考へます
とき、今米國の金融事情を調査いたし
ましたところ、モルガン・クンロットプ
というような四分か四分五厘の金を長
期に貸しつけまして、そうして長期金
融業者を建前としておるこの系統が一
つと、もう一つは水産でも、あるいは
加工でも、その他工業でも、思いきつ
て投資しようという投資金融業者があ
るようにも聞いております。さらにも
う一つはロカフェロー、あるいはグー
ゲン・ハイグ等の慈善事業を中心とし
ておるもの、ただで金を貸してやるよ
うな金融機関もあるのであります。
かということは、ただに水産業にとど
まらず、わが國産業全般にわたつて解

決すべき大きな問題であると思うのであります。これについて、いまだ政府においては外資導入の措置が講ぜられておりません。なぜかならば外資を保護する、日本へ投資された外資は必ず御迷惑はかけません、損をかけませんといふような保護を加えるところの法律ができます。おらないために、とにかくしておつて、日本への外資導入ということは、口に叫べどもその実はあがらないのではないか、かようなことを考えざるを得ないのであります。この点に対しても、政府は適切なる法律案をつくつて、そうして外資導入をすみやかに講ずる意図はないか、この点を一点伺いたいのであります。元受けが少い以上いくら騒いだつて、その少いものをわけ合う限度には限りがあります。そこでまず外資が導入し得られるよう、國において一つの金融施策を講じ、そしてこれが安心して導入し得るところの一つの大水産企業、これが一方道が開けて樂になれば、製造業者に樂な金融がついて、資金が潤沢になれば、それは即生産業者へ直結して行き、また生産業者に金融の道がつくなり、金融になる、こういうように生産と製造加工とは一体不離なものがあるのであります。今度は製造加工業者への一つの福音にて、そとして生産がたくましくなつて樂になれば、それは逆に生産業者からして、安心できる水産企業といふものが多々わが國にはあるのであります。が、これに対するところの適切な方途が講ぜられておらないのであります。これに対して総括的に水産金融を樂に緩和するために、たくましく外資を導入して行きたいと私は考えるのであり

○愛知政府委員 外資導入の問題は、その総括的な問題といたしましては私の所管外でございますので、非常に大きな問題でありますだけに、軽々お答えすることはできないと思いますので、別の政府委員あるいは大臣にお尋ねを願いたいと思います。ただ國內の金融問題として考えました場合に、外資を導入するということと、当面の國內の金融の打開というものは、理論的には直接の関連は必ずしもない場合がございますので、多くの外資が導入されましても、ただちに國內の金融問題が解決するとは、私は考えられないのではなかろうかということだけをお答え申し上げておきたいと思います。

○石原委員長 小高君、その程度でどうですか。

○小高委員 よろしくうございます。

ちよつと二、三の希望意見を申し上げます。ただいま銀行局長は、外資導入と内地の水産業等に関する金融との直接の関係はないというようなことになりましたが、金融というものはまわりまわつて來るものでありまして、相互扶助的な関係が、一方を多分に強く押し進めることによつてできるものでありまして、そういう点から行きまして、ただいまの答弁は了承いたしかねるのであります。しかし事が銀行局長のみの個人の意思によつてできるものである問題ではなく、これは大蔵大臣あるいは日銀総裁等の意見を多分にくみ入れなければならぬといふような御意思があるやに承いたしましたので、こ

ハレの御年賀元新と相り承相 承題候 聖朝賀歲よりとじ承い然リトナリ

港の重要な良港と言わなければならぬのであります。従いまして、両津港が佐渡における産業・経済の躍進的発展に比例しまして、輝かしい膨脹성을示し、今日に及んでゐるのであります。が、両津港は商港で、また漁港として単に佐渡ヶ島の重要港というばかりでなく、わが國全体の産業経済上における重要な港と申されねばなりません。いわゆるこの出船千艘、入船千艘の天惠的両津港も、時代の進展とともにその利用度がます／＼効率化して参つてゐるのであります。が、今日の既設の港湾施設をもつてしては、その規模があまりにも狭小貧弱に過ぎまして、その天恵的價値を最高度に利用することが不可能であります。戦後日本経済再建の主目標である食糧増産の施策が強く強化され、特に本土における水産資源の絶対確保が強く要請されて以來、沿岸漁業の発展、その漁獲高の計数から推しても知られるのであります。さらによれば、増産の方途は大和礁を初め、佐渡を中心とする沿海漁場の開拓と漁撈方法の改善を必至となす現状からいたしまして、これを実現すべき前提は最も良の漁業基地でなければならない。この觀点からいたしまして、両津港が漁業基地として日本海において最優位にあることは、ここに論をまないところであります。すでに基本的施設を有する両津漁港の整備拡充こそ、日本海在及び本工事完成により可能とする短期生産増強の目途を、數字的に簡単に申し上げます。すなわち昭和十三年にさへ船隻留数は百艘でありました。現

在はこれが六十艘に減つているのであります。なぜかと申しますれば、現在の船たまりは、工事を始めて以來十七年間を経過しますが、その間予算が足りなくて浚渫をしなかつたため、漸次土砂が堆積し、現在約三割が利用不能となつてゐるのであります。しかるに幸いにいたしまして本工事が完成のかつときにおいては、二百艘以上を整留し得ることは明らかなのであります。最近船が小型から大型へと轉移し参つてゐるのでありますので、本工事の急速なる完成が要請されるゆえんであります。

さるに本港の整備拡充は、他のいづれの漁港より、はるかに國內産業経済の比重を増加するものであるという結論に基き、これが早急なる完成を目指とする場合、現在までの工事進捗状況より見て、これが完成には長年月を要し、所期の目的を達成するにはほど遠い現実に直面するのでありますて、まさに焦慮にたえず、政府の短期生産計画促進の觀点から特例なる御説議をもたれまして、すでに決定済みにかかる昭和二十四年度工事費一千万円を、既定本漁港整備拡充次期計画に基いて大幅に増額せられたく、ここに両津港・港湾期成同盟会の総力を結集いたしまして、請願申し上げる次第であります。

○石原委員長 本請願に対する政府の所見をだだします。

○藤田説明員 新潟縣兩津港を完成する必要は、当方においても十分認めておるところでございまして、本漁港の拡張工事は継続実施中でございまして、二十四年度におきましても、大体事業費といたしまして一千万円程度を予定いたしておる次第であります。なおこれが急速完成のためには、さらにもつとたくさんの支出もいたしたいと考えておりますが、財政の關係からいたしまして思うように参らぬことは、はなはだ遺憾に考えております。將來ともこの問題につきましては、財政の許す限り、できるだけ御期待に沿うよう善処いたしたいと考えております。

○石原委員長 次に日程第一三、沖浦漁港修築の請願、文書表第四一四号、紹介議員富原幸三郎君。

○宮原幸三郎君 本件は沖浦漁港改良の請願であります。その内容は沖浦漁港の泊地の拡張及び修築を、総工費七百四万円で竣工する必要があるため、ここに請願をいたしたわけであります。その必要の理由といたしましては、当沖浦港は廣島縣唯一の漁港であります。ただにその沖浦港の漁村の漁業者の三百八十名、また漁船三百隻のほかに、遠く愛媛縣、また近く廣島縣一円の出漁者が、この沖浦港付近を漁場として集つて参りますので、漁獲はその沖浦村だけの年産六万貫以上、他の地方の漁獲を加えますと、統計は詳しくとつてはありませんけれども、相当の額に上るものであります。その重要港が久しく破損のままに放任せられておるような状態になつておりますので、季節風のために、避難をする設備がはなはだしく不完全であります。最近十年間の統計をもつてしましても、一箇年平均三十隻以上も難破船を出しております。しかしその地元においての負担力は、とうていその破損船を修理新造する以上に、この港湾の改良をいたします力が乏しいために、ここに國家の御助成を仰ぎたいという趣旨で、本請願を出したわけであります。何とぞ実地御査定の上この請願の趣旨でありますとして、私はその紹介者としてぜひ御採択あらんことをお願い申し上げる次第であります。

○藤田説明員 沖浦漁港の修築は、付近の漁業振興上きわめて必要と認められますので、將來財政の許す限り、なるべくすみやかに実現するよう努力いたしたいと存じます。

○鈴木委員長代理 それでは日程第五七、久美濱港修築の請願、文書表第一八〇五号、紹介議員前尾繁三郎君。

○前尾繁三郎君 ただいま議題となりました京都府久美濱港の修築工事についての請願の理由を申し上げます。

久美濱港は京都府の北西端兵庫縣界に近く、舞鶴港と柴山港との中間に位置しております。湾内水深も深く、泊地面積もまた廣く、前面に丹後海の重要な漁場を控えておりまして、背後に丹後地方の穀倉を擁しております。農林水產物の集出荷港として好條件を有しておりますにかかわらず、港口狹隘のために放棄されておりました。湾内に施設として見るべきものほんどのなく、沿岸漁業者が一部を利用しておる状態であります。終戦後海上輸送力次第に増加し、ことに機帆船航路の発達に伴いまして、適所に避難港の設置が要望せられておりますので、國庫の補助を得て本港の開発利用につきまして、特別の御配慮をお願いいたしたいと存する次第でござります。何とぞ御審議の上よろしく御採択あらんことをお願いする次第であります。

○鈴木委員長代理 本請願に対する政府の所見をいたします。

○藤田説明員 久美濱漁港の修築は、当方においてもその必要性を認めておりますので、將來財政の許す限り、やかに実現するよう努力いたしたいと存じます。

め住民の大半は半農半漁の生活を営んでいます。また、該村眞綱代港は地理的條件に恵まれないため、西風または西南風による船舶の被害はなはだしく八幡濱港または三瓶港に避難せねばならぬ状態である。ついては、該村漁民の不安を除去し、漁業の発展並びに海上送輸の円滑化をはかるため、眞綱代港を漁港として修築されたいというのであります。何とぞ御採択あらんことをお願いいたします。

○石原委員長 本請願に対する政府の所見をただします。

○藤田説明員 眞綱代港修築は付近の漁業振興上、その必要性は十分に認められますので、財政の許す限り、なるべくすみやかに修築するよう努力したいと思ひます。

○石原委員長 本請願に対する御質疑はありませんか。

○砂間委員 本請願の要旨は、漁民の民主化と水面の高度利用の見地から、近く改正漁業法が立法化されるよしであります。が、地元漁民の有する現行地先専用漁業権撤廃にかかる根付漁業権において、回遊性魚類、特にここではいかでありますが、これが自由漁業として除外されるため、静岡縣田方郡対島村では魚付林によるいか漁場が他区の大型船に攪乱され、該村漁民は現在死活問題に追い込まれております。については、該村のような特殊事情を考慮して、法的措置を講ぜられたいというのがその趣旨であります。

なおもう少し御説明申し上げますと、この対島村というものは、伊豆東海岸に面して、伊東温泉より南へ約二里半のところにある富戸といふ漁村のことです。戸数約三百五十五戸、動力船三十五隻、無動力船六十五隻をもつて全村が漁業を営んでおるの

ここでは、完全に根付魚となつた
うな状態でありますから、今
漁業法におきましては、この
かにつきましては、特別なる
位置を願いたい、というのが請願
あります。何とぞ御採択あら
お願いいたします。

ておるよ
度の改正
富戸のい
法的御措
すということよりも、私どもの委員会は
の漁業法の審査の際に、十二分に考慮
をするといふような意に解して、御採
択ある場合には御処理を願う方が便利
ではないかと考えますので、一言附言
いたしておきます。
○石原委員長了承いたしました。

○石原委員長 本請願に対する御質疑
はありませんか。
〔なし」と呼ぶ者あり〕

なおもう少し御説明申し上げますと、この対島村といふのは、伊豆東海岸に面して、伊東温泉より南へ約三里半のところにある富戸といふ漁村のことです。戸数約三百五十五戸、動力船三十五隻、無動力船六十五隻をもつて全村が漁業を営んでゐる所であります。そうしてここのかは、特殊な状態にあるのであります。いかは、かはもちろん回遊性の魚ではあります。が、この富戸におきましては、昔から沿岸の魚付林をいろいろ保護しております。そして、特別にここに寄つて来るようになつておる。ここのかは一種の根付にひとしいような性質をもつて、ここに固まつておるわけであります。このいかをとつて生活をしてておつたのが、あります。が、それが今度の新しい漁業法によつて専用漁業権からとりはずされてしまふと、一村の漁民全体の生活が非常に困難に陥る。今度の改正漁業法におきましては、漁村の民主化と水面の高度利用というふうなのが、その趣旨であります。が、この目的から申しましても、このいかを根付漁業として特別に扱つていただくことが、この改正漁業法の趣旨からいつても適しておるのであります。その理由は、小型船の一つの船は、ほかの大型船の二倍以上の漁獲能率を現にあげております。その理由につきましては、いろいろありますけれども、そういうふうなわけで、漁獲といふ点から行きまして、重要な管理と、たゆみなき努力によつて、保護育成して來た海岸に繋なす魚付林のために、元來回遊性のいかが、結局魚付林につきましては、昔から嚴

ここでは、完全に根付魚となつた
うな状態でありますから、今
漁業法におきましては、この
かにつきましては、特別なる
置を願いたいというのが請願
あります。何とぞ御採択あら
お願いいたします。

ておるよ
度の改正
富戸のい
法的御措
の要旨で
んことを
すといふことよりも、私どもの委員会の
の漁業法の審査の際に、十二分に考慮
をするというような意に解して、御採
択ある場合には御処理を願う方が便利
ではないかと考えますので、一言附言
いたしておきます。

○石原委員長 了承いたしました。

○西村(久)委員 ただいま、委員長から
難港築設の請願、文書表第八八二号西
村久之君。

○石原委員長 日程第三一、名島に避
難港築設の請願、文書表第八八二号西
村久之君。

○藤田説明員 名島島漁港築設の件は付
近の漁場開発上及びその避難上、その
必要を認められますので、具体的計画を
採択あらんことをお願いいたします。
○石原委員長 本請願に対する政府の
所見をただします。

○石原委員長 本請願に対する御質疑はありませんか。
〔なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 日程第三三、漁業権に関する請願砂間一良君紹介、文書表第九〇二号。日程第三三、漁船保険制度存置に関する請願、砂間一良君紹介、文書表第九〇三号、砂間一良君紹介、○砂間委員 漁業権に関する請願第九〇二号についてであります。本請願の要旨は、三重縣北牟婁郡九鬼村当局並びに漁業会は、從來から零細漁民の漁業会加入を阻止しまつた内規により不當な資格制限を加え、監督廳もこれを放任しているので、これら漁民は生活に窮し、漁村の民主化は著しく妨げられている。については、左記の事項を実現されたい、というのである。(一)政府は漁業会に零細漁民の即時加入を指令し、かつ全國地方長官に対し同様の措置をとること、(二)漁業法施行法または漁業権等臨時措置法の一部改正により、旧漁業会所有の一切の漁業権は協同組合に移轉させること、(三)新漁業法において組合内規等による不平等取扱を禁止し、かつ零細漁民を優先させること。(四)二月四日、二四水第六百五十九通牒の嚴重実施及び地方廳の監督強化。というのであります。

次に漁船保険制度存置についての請願制度は國家の再保險になつておつたのであります。これまで漁船保険制度は、この國の再保險制度が今年から廃止されそうだといふうなうわさを聞いています。聞くところによりますと、この國の再保險制度が今年からますと、漁船といふものは海上に出る非常に危険率の高いものであります

から、單に保険組合だけではなくかく運営が困難であるから、ぜひ國家の再保険を今後とも存続していただきたい。どうのが本請願の要旨であります。何とぞ御採択あらんことをお願ひいたします。

りますから、この問題は大体それで解消したのではないかというふうに了解いたしております。

府県からも大型きんぢやく船が非常にたくさん漁区に入りまして、港内にそれらの船を碇泊收容することができないのであります。しかも最近においては、小浜漁港に流れる川の流れのために砂が非常にたまりまして、碇泊が困

に競争が激しくなりまして、いろいろな混乱が起つておる。また一面におきましては、漁業資源が濫獲されまして、漁場の荒廃が起つております。そのために一般の漁民が非常に困難いたしております。他面白日本の食糧問題か

が、南方についても内閣において相当考慮を拂われておるのでありますと、いはれ近く具体的にその努力がいたされないのでないか。かように考えておられます。なお北方につきましては、御承知の通り現在の日本は連合軍の占領

○石原委員長　日程第三に付する政府の所見をただします。

○石原委員長 次に日程第九、和田村の船溜建設費國庫補助の請願、奥村文十郎君紹介、文書表第三二五号、日程第三六、小浜漁港拡張並びに改修の請願、奥村又十郎君紹介、文書表第一〇五一号、以上に対する提出者の御説明を聽取します。

難になつてゐる次第であります。これもまたぜひとも拡張並びに新設をお願いしたい。こういう趣旨であります。よろしくお願ひいたします。

ら申しまして、蛋白資源の供給ということが起きまして、現在乏しい国内の食糧を補給するという意味からいたしましても、漁区の拡張ということが現下非常に大きな切実な問題となつております。かような点からいたしまして、漁区を拡張していただきたいというのは、全國漁民の熱烈なる

下にありますて、直接折衝する機会を持ちませんので、連合軍の方に対しても、すでに私どもとしては要望はいたしておるのであります。かように考えてお困難な問題である。かように考えておる次第であります。

○石原委員長　本請願に対する御質疑はありませんか。

る建前からいたしまして、私どもいたしましては、漁民が從來の漁業会に入るというふうなことも適当であるうういうふうな趣旨からいたしまして、これに関する通牒を出して、その趣旨が徹底するようにいたしているわけであります。

○奥村委員 和田村は福井県大飯郡にありますて、近時きんぢやく網の成績がよくなりましてから、毎年約五十万貫以上の漁獲をあげており、漁船も百隻以上出漁しているのであります。ところが、西北風の強い所でありますが、船だまりが全然ありませんので、

められまするし、なおこの小浜湾と外海を結ぶ運河の開鑿につきましては、これを調査し、漂砂等についてやはり技術的に慎重に検討を加えました結果、將來実現を期したい。かように考えておるわけであります。

要望でありますので、何とぞ西は支那の東海、黄海から南方及北洋漁場の面にわたりまして、全面的な漁区の拡張を、政府の努力によつて連合軍に懇請してやつていただきたい、というのがの請願の趣旨であります。が、どうかひかりとつこの熱烈なる漁民の声を取上げげ

○石原委員長　日程第四四、漁業権制度改正に関する請願、文書表番号第一三一三号。松田鐵藏君紹介。

○小安專門員　本請願の要旨は第九〇二号に同じである。以上であります。

○石原委員長　本請願に対する政府の御所見を伺います。

なお過渡期における水産業團体の資本の処分に関する認可あるいはこれに関する監督等につきましても、今後ともできるだけ慎重に注意いたしまして、厳正にやつて参りたいと考えて、次第であります。

小浜湾の海上五里ばかり迂回して船を待避させるような不便なところにあるのであります。最近この和田村の漁業が盛んになるに應じて、停車場も改築いたしまして、出荷に非常に努力している次第でありますので、ぜひこの際

業地でありまして、その修築の必要性は十分認められるのでありますから、財政の許す限りすみやかに修築するよう考慮いたしたいと存じます。

○石原委員長　本請願に対する政府の所見をただします。

○飯山政府委員　ただいまの砂間さんの請願は、御説明の通り、現下の日本の

○藤田説明員 本請願につきましては
第九〇二号に対する政府の答弁と同じ
であります。

が、これにつきましては、現在実施しております再保険制度につきまして、関係方面からいろいろ意見があつたということと、これについて問題にしておつたのであります。その後は、私どもといたしましては、やはり從来通りの政府の再保険制度はきわめて必要であるという建前から、その通り存置いたしたいと考えております。なおそれについては、その後は何らあらためてあちらの方からお話をないようであ

船たすりもともにつくりたいという願望であります。それには地元の力だけではできませんので、國庫補助をお願いしたいという趣旨であります。

それから日程第三六の小浜漁港の点であります。これもかねぐく話題に上つてゐると思ひますが、小浜漁港は裏日本隨一の漁港でありますて、小浜漁港を中心とした漁獲は甲級陸揚げ地として、年々数百万貫の出荷をやつておるのでありますするが、最近きんぢやく網などの漁獲の増大に伴いまして、他

○石原委員長　日程第四三、漁区拡張
に關する請願、文書表番号第一二五五五
号、紹介議員砂間一良君、紹介議員の
御説明を求めます。砂間一良君。

水産業のみならず、全國民にとって重大な問題であります。従つて終戦以來政府としましては、連續的にその拡張をいたしておるのであります。ことに去る十日の閣議において、正式にマツカーサー元帥に總理大臣の名において拡張の要望をいたしたのであります。するが、これは支那東海及び黃海機船底引漁業に關する漁区の拡張であります。

○鈴木(善)委員 本講演の要旨は、漁船は漁業に関する基本的設備であるから、漁船そのものの改良進歩をはかることの必要なことは言うまでもないのです。同時にこれが運航操縦の責任に当る漁船技術員の素質を向上改善いたしますことは、漁業能率向上の上はもちろん、海難防止上にも堅緊の務務であります。要は船よりもます人が必要であります。しかもその適任者は君。書表第一七六〇号(紹介議員鈴木善)

現在すでに不足しつつあるのみならず、將來はさらなる大量の不足を生じようとしておるのとありますから、現在ほどその重要性の大きさなどとはないと考えるものであります。本事業は漁船の動力化の急速な進展に順應するものであることと、事業そのものの性質上、ある特別の収入を伴うものでないことにからんがましまして、政府においては本事業に対して、明治四十二年以來助成の道を開き、漁船技術員の素質改善のため講習会を開催するように努めて現在に及んでおるであります。本事業の重要性は大略今申し述べた通りであります。ですが、本事業の遂行のために政府は委託費を増額し、ぜひともこの事業を大いにやつていただきたい。昭和二十三年十二月末日においてすでにその割当三年度において、政府は本事業の必要性にかんがみ百十三万余円の委託費を助成したのであります。昭和二十三年養成人員は二千八百二十三名であります。二十四年度においては養成人員も大約八倍、すなわち免狀取得者一万名、その他一万五千名の多きを必要とするため、従つて委託費もその八倍約一千萬円を要するものと考えられるのであります。しかもこれは今後の物價騰貴を考慮しないものであり、今後の高騰を考えるときは、さらに数倍するであります。

○石原委員長 本請願に対する政府の所見をたどります。

○藤田説明員 漁船乗組員の技術の養成指導はきわめて必要なことでございまして、特に終戦以後乗組員の素質がきわめて低下をいたしました、そういうふうなことから考えまして、これの向上をはかりますことは緊要の要務であります。ただいま御指摘のように、政府におきましては、これまで農耕地はきわめて少くして、わずか八百町歩くらいしかないのであります。從つてこの住民の七割は漁業をして、どうしても海に依存し、しかも昨今の魚族、海流の状態から考えましても、沖合いになるべく進出して漁獲をはかる以外に道がないので、どうか今日の食糧補給の面、魚肉蛋白質供給のこうした大きな面から考えまして、ぜひこれが早急実現されるよう格段の御配慮をお願いしたいと思うのであります。最後にこの請願は毎国会に請願し、採択され、しかも政府当局におかれましても、特段の御配慮にあづかつておるという実情等から見ましても、御配慮をお願い申し上げます。

○玉置委員 魚鹿船入間工事費全額國庫負担の請願につきまして、その要旨を簡単に御説明申し上げます。この工事は昭和十一年度から昭和十六年度までの六箇年継続事業として今まで参つたのであります。その予定年度の途中におきまして競争にぶつかり、いろいろな障害で工事が遅々として進まず、いまだ完成を見るに至つていません。実情でございまして、しかもこの工事費の四分の一が本村の負担で参つて来ておるのとあります。しかしそれも昭和二十一年度まではどうにかこうにかいろいろの面で負担をして参りましたが、最近の村の財政状態、今後の見通し等から見て、とうていこれだけのものを村で負担することは容易でない現状であります。

○石原委員長 本請願に対する政府の所見をたどります。

○藤田説明員 漁船港の修築の必要性は十分認められておるわけです。政府におきましても昭和二十四年度におきまして、事業費として千百万円の予算をもちまして、この事業を実施する予定であります。

○石原委員長 本請願に対する御質疑はありますか。

○石原委員長 日程第五三、漁業法案に関する公聽会開催の請願外二件、文書表第一七八一號、砂間一良君紹介。日

現在すでに不足しつつあるのみならず、將來はさらなる大量の不足を生じようとしておるのとありますから、現在ほどその重要性の大きさなどとはないと考えるものであります。本事業は漁船の動力化の急速な進展に順應するものであることと、事業そのものの性質上、ある特別の収入を伴うものでないことにからんがましまして、政府においては本事業に対して、明治四十二年以來助成の道を開き、漁船技術員の素質改善のため講習会を開催するように努めて現在に及んでおるであります。本事業の重要性は大略今申し述べた通りであります。ですが、本事業の遂行のために政府は委託費を増額し、ぜひともこの事業を大いにやつていただきたい。昭和二十三年十二月末日においてすでにその割当三年度において、政府は本事業の必要性にかんがみ百十三万余円の委託費を助成したのであります。昭和二十三年養成人員は二千八百二十三名であります。二十四年度においては養成人員も大約八倍、すなわち免狀取得者一万名、その他一万五千名の多きを必要とするため、従つて委託費もその八倍約一千萬円を要するものと考えられるのであります。しかもこれは今後の物價騰貴を考慮しないものであり、今後の高騰を考えるときは、さらに数倍するであります。

○石原委員長 本請願に対する御質疑はありますか。

○石原委員長 本請願に関する御質疑はありますか。

○石原委員長 本請願に対する御質疑はありますか。

來行政費は税金、その他の一般会計によりまかなうべきでありまして、漁業権の免許料のごとき特別收入によるべきではないと考えるのであります。漁民は税金を納めており、何ら特別の恩恵を受けておるわけではありません。行政費を免許料に含ませて徴収し、漁民の経済的負担を過重させるという基礎の上に立つた漁業法の改正につきましては、漁民は一般に非常に困つておるわけであります。

さらに第二点といたしましては、沿岸漁民を対象とする金融制度を確立していただきたいということとあります。この点も詳しく申し上げますと、いろいろありますけれども、大体金融のことにつきましては、これまでもいろいろ討議されて参りましたので、内容の点につきましては省略いたします。第三点といたしましては沿岸漁民を対象とする漁業保険制度を確立していただきたいこと。第四番といたしましては、漁業権の凍結期間中、漁業権の行使について協同組合の発言権を確立していただきたいことであります。漁業法施行法案によりますと、新漁業法施行後最大二箇年間現在の漁業権は凍結されることになり、漁業権の行使については依然その実権は資本家または漁村ボスに握られることになりますが、これでは民主的協同組合が成立しても協同組合の民主的經營は実現されません。このためには凍結期間中といえども、漁業権行使について協同組合が強力な発言権を持つことのできるような、法的措置を講じていただくことが必要だと考へるのであります。

以上が漁業制度改革についての請願の要旨であります。これは沿岸の零

網漁民の切実なる要望でありますので、何とぞこの以上申し上げました請願を御採択あらんことを希望いたします。

○石原委員長 本請願に対する政府の所見をただします。

○藤田説明員 かんてんの統制をしばらくの間存続してもらいたいという請願の御趣旨につきましては、率直に申し上げますと、かんてんはすでに統制撤廃の時期に近づいておるんじやないか、といふうに私どもは考えておるわけであります。なおこれは統制全般の問題とも関連をいたしまして、十分考究いたしたいと考えております。なお撤廃いたします場合の、御説明にございましたような生産者の保護、その他につきましては、十分善処して参りたいと考えております。

次に漁業権制度の改革に関する問題につきましては、御質問の点は十分その理由のあるものと考え、その点につきましては、現在審議中の漁業法の審議の際に十分考究いたしたいと考えております。

漁業法の公聽会の問題は、これはむしろ政府の行うべきことでなく、委員会みずからが審議の際に適当に御判断されるべき問題だと考えます。

○石原委員長 本請願に対して御質疑はありませんか。

○石原委員長 次に日程第二〇、漁船保険対策に関する請願、石原圓吉君紹介、第五四四号、日程第二、漁業用燃油等配給完全実施に関する請願、石原圓吉君紹介、第五四五号、日程第三、根付漁業中に「ばら寄魚漁業」を編入の請願、石原圓吉君紹介、第五四六号、日

程第二三、全國水產連合会結成等に關する請願、石原圓吉君紹介、第五四七号、日程第二五、漁業施策樹立に關する請願、石原圓吉君紹介、第六四七号、日程第二七、漁船保險制度存置に關する請願、石原圓吉君紹介、第七〇八号、日程第三五、越賀村字社田方海域に防波堤築設の請願、石原圓吉君紹介、第一〇四九号、日程第五一、漁業法の一部改正に關する請願、石原圓吉君紹介、第一七五九号を一括議題とし、以上に対する説明を専門員よりいたします。

漁業」を編入の請願、請願者廣島市宇品町三七番地西日本水産振興会委員長林興一郎、本請願の要旨は、今回國會に提出されようとしている漁業法案の第六條第五項に規定されている根付漁業とは、貝類、海草を始め農林大臣の指定する定着性の水產動物に限られるため、現在瀬戸内海特に岡山縣において専用漁業権として行われてゐる「ばら」の寄漁業は根付漁業とならず許可漁業となつた結果、特に漁業者以外の第三者に対し漁場を保護するなんらの権利もなくその成立が危ぶまれるに至つた、ついては、該項の主務大臣の指定する水產動物中に瀬戸内海に限り「ばら」を編入されたいというのである。

画を設定し、これに基き一定期間内に漁港修築事業を完成するために國庫補助を増額し、民主的機構の漁港の維持管理制度を樹立する等強力な漁港施策を講ぜられたいといふのである。

日程第二七、漁船保険制度存續に関する請願、請願者靜岡縣漁船保険組合長佐野寅雄外四十名、本請願の要旨は、漁船保険法による漁船保険制度において、國の再保險を廃止する由であるが、漁船は漁民にとつて貴重なる分身であり、かつ骨肉である、また該制度は技術的ないし経済的に漁民を指導する効果を有し、漁民と水産廳との関係は密接である、ついては、漁民の保護と漁業の発達向上をはかるため現行の漁船保険制度を存續させたいというのである。

日程第三五、越賀村字社田方海域に防波堤築設の請願、請願者三重縣志摩郡志摩村越賀村字社田方海域は、島嶼が連つて、自然の防波堤を形成し、しかも水深は一千トン級の繫留が可能な天然の良港である、この島嶼をヨンクリートによつて補修するときは、僅少な經費をもつて良港が完成されるのみならず、遠洋漁業の基地としてさらリートによつて補修するときは、僅少な經費をもつて良港が完成されるのみならず、遠洋漁業の基地としてさら

沿岸海域の生産物輸送上に、また産業、交通文化上に資するところが大きい、ついては、これが工事を施行されたいといふのである。

○小安專門員　日程第五一について要旨を申し上げます。このたび改正せらるべきに提案せられました漁業法の民主化にあると考えるのでございます。特に眞珠業者の立場から考えます

郎外四十七名提出。

第八 八幡濱漁港修築工事継続等の陳情書、八幡濱市長菊地清治外四名提出。

第九、漁業法改正案に関する陳情書、富山縣定置漁業協会長大西亮三外一名提出。

以上九件を一括議題といたします。その要旨は文書表によつて明らかです。

から、政府の御所見をただします。

○藤田説明員 本陳情につきましても、政府の意見は追つて書面をもつて提出することにいたします。

○石原委員長 各陳情書に対し御質疑はありませんか。

〔なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 なほ昨十九日送付になつた漁区拡張に関する陳情書、福岡縣水產煉製品工業協同組合理事長鹿児島義助提出、第五二七号を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 右ようどりはからいます。本陳情の要旨は文書表で明らかですから、政府の所見をただします。

○藤田説明員 本陳情につきましても、別途書面をもつて政府の意見を提出いたします。

○石原委員長 本陳情に対する御質疑はありませんか。

〔なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 これをもつて請願、陳情はそれべく質疑を終りました。採決は次の委員会に譲ります。

○石原委員長 次に漁業法案を議題に供しますから、簡単なる御質疑をお願いします。

昭和二十四年七月十九日印刷

○富永委員 漁業法の改正に関しましては、農林大臣その他水產廳長官並びに関係職員の御苦心に対しても敬意を表するものであります。何を申します。

しかし、審議時間が非常に短いといふような関係もあり、かたゞ、本法案はわが國漁業民主化並びに水產増強の面から考へて、きわめて画期的な重大な法案であります。関係から、遺憾ながら今会期中にはこれを本会議に上程するには、あるいは至らないのではないかとも考へられる事態にあります。関係方面からの注文もあり、かたゞ、いたします。関係から、まだどういう質問をするには、日がありますだけに、あるいは時と場合が適当でないかとも考へます。一方これが通過を見る段取りには、万が一これが通過を見た場合にまで行かないような事態になります。場合には、次の臨時國会に再提出をせられることになると思われますが、そうした場合には本法案のままを上程して、政府として確信のある法案を御提出になられるお考えであるか、この点に関し御意見を承りたいと思いま

す。

○富永委員 私は質問をいたしました

おいて、来るべき臨時國会において大

修正を加えなければならぬこともあります。しかし、その点はどういうふうにお考へになるか。また繼續審議の場合に起きた場合、審議未了で終つた場合に

は、もちろん水產廳当局の原案を修正して出してもらわなければならぬと思

います。これに対して水產廳はどうい

う御意見を持つておられるか。私ども

も、その点はどういうふうにお考へになるか。また繼續審議の場合に

おいて、來るべき臨時國会において大

修正を加えなければならぬこともあります。しかし、その点はどういうふうにお考へになるか。また繼續審議の場合に

おいて、來るべき臨時國会において大

修正を加えなければならぬこともあります。しかし、その点はどういうふうにお考へになるか。また繼續審議の場合に

おいて、來るべき臨時國会において大

修正を加えなければならぬこともあります。しかし、その点はどういうふうにお考へになるか。また繼續審議の場合に

おいて、來るべき臨時國会において大

修正を加えなければならぬこともあります。しかし、その点はどういうふうにお考へになるか。また繼續審議の場合に

おいて、來るべき臨時國会において大

のがあるので、この点について原案を修正してもらわなければならぬということを切

りに起きるだらうと思います。そこで、もしも漁民の輿論がそのままのままでは、水產物であります。しかして空カンの配給との他の一切の手続が食品局に表するものであります。何を申します。

しかし、審議時間が非常に短いといふ

ように考へて、きわめて画期的な重大な

法案であります。関係から、遺憾ながら

今会期中にはこれを本会議に上程するには、あるいは至らないのではないかとも考へられる事態にあります。関係

方面からの注文もあり、かたゞ、いたします。関係から、まだどういう質問をするには、日がありますだけに、あるいは時と場合が適当でないかとも考へます。一方これが通過を見る段取りには、万が一これが通過を見た場合にまで行かないような事態になります。場合には、次の臨時國会に再提出をせられることになると思われますが、そうした場合には本法案のままを上程して、政府として確信のある法案を御提出になられるお考えであるか、この点に関し御意見を承りたいと思いま

す。

○富永委員 私は質問をいたしました

おいて、来るべき臨時國会において大

修正を加えなければならぬこともあります。しかし、その点はどういうふうにお考へになるか。また繼續審議の場合に

おいて、來るべき臨時國会において大

修正を加えなければならぬこともあります。しかし、その点はどういうふうにお考へになるか。また繼續審議の場合に